第二　施設基準の通則

一　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

二　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

三　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

四　地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

第三　医学管理等

一　特定疾患療養管理料に規定する疾患

平成二十一年総務省告示第百七十六号（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件）の「(1)　疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

二　特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

(1)　ウイルス疾患指導料の注2に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専従の看護師が配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。

ニ　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ　当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(2)　特定薬剤治療管理料の対象患者

別表第二に掲げる患者

(2)の2　小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

別表第二に掲げる患者

(3)　難病外来指導管理料の対象疾患

別表第二に掲げる疾患

(4)　皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の四に掲げる疾病

(5)　皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の五に掲げる疾病

(6)　外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料及び集団栄養食事指導料に規定する特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食

(7)　高度難聴指導管理料の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　人工内耳埋込術の施設基準を満たしていること。

ロ　当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が耳鼻咽喉科に配置されていること。

(8)　喘息治療管理料の注2に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に専任の看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が常時一人以上配置されていること。

ロ　喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

ハ　緊急時の入院体制が確保されていること。

(9)　糖尿病合併症管理料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師（当該指導について相当な経験を有するものに限る。）が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師（当該指導について相当な経験を有し、かつ、当該指導に係る研修を受けたものに限る。）が配置されていること。

(10)　耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の対象患者

十五歳未満の滲出性中耳炎（疾患の反復や遷延がみられるものに限る。）の患者

(11)　がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準

当該保険医療機関内に緩和ケアを担当する医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師）（緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。）が配置されていること。

(12)　がん患者カウンセリング料の施設基準

がん患者に対してカウンセリングを行うにつき十分な体制が整備されていること。

三　地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準等

(1)　地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準

イ　地域連携小児夜間・休日診療料1の施設基準

①　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を夜間（(2)に規定する時間をいう。）、休日又は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

②　地域医療との連携体制が確保されていること。

③　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

④　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑤　緊急時の入院体制が整備されていること。

ロ　地域連携小児夜間・休日診療料2の施設基準

①　当該保険医療機関において、専ら小児科を担当する保険医が常時一人以上配置されていること。

②　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を二十四時間診療することができる体制が整備されていること。

③　地域医療との連携体制が確保されていること。

④　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑤　緊急時の入院体制が整備されていること。